

環境建設常任委員会委員長報告
(平成23年9月28日報告)

それでは、環境建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を申し上げます。

当委員会は、休会中の9月20日、21日、22日の3日間にわたり、付託されました13議案及び継続審査の請願書1件の審査を行いました。審査のため出席を求めたものは、副市長、技監、所管の各部長、課長等であります。

審査の参考とするため、20日の午前中は現場視察を行いました。それでは、順次報告を致します。

まず、議案第56号 栗東市道路線の廃止について

質疑、討論も無く、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 栗東市道路線の認定について

委員から、住宅開発に伴う市道で、行き止まりの箇所が見受けられるが、防災面からも安全確保が懸念される。開発の指導はどのようにしているのかとの質問に対し、当局より、開発においては、転回広場を設けた上で幅1.5mの避難通路を設け公共の用地に接続している。との答弁がありました。討論もなく、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 平成23年度栗東市一般会計補正予算(第3号)についてのうち、関係する歳出、関係する歳入・その他事項について

委員から、農業再生協議会の委員構成、小口簡易資金の代位弁済の件数についての質問に対し、当局より農業再生協議会については15名で構成されている、また22年度中に発生した代位弁済の件数は3件であ

るとの答弁がありました。審議の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、関係する歳入・その他事項については、可決すべきものと決した旨、総務常任委員会委員長に報告致しました。

次に、議案第63号 平成23年度栗東市水道事業会計補正予算（第1号）について

委員から、監理委託料の内容について質問があり、当局より、当初は市の職員で工事の監理を予定していたが、膜処理、^{まく}建屋工事^{たてや}などにおいて、専門的また、総合的な見地から重点監理委託としていくものであると答弁がありました。審議の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号 平成23年度栗東市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第65号 平成23年度栗東市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての

2議案については、いずれも質疑、討論も無く、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、一般会計及び特別会計の決算認定審査に入る前に、平成21年度決算関係指摘事項に対する取り組み状況について、各部長から報告を求めました。

続いて、議案第66号 平成22年度栗東市一般会計歳入歳出決算認定について のうち、関係する歳出、関係する歳入・その他事項についての審査結果であります。

多くの質疑がありましたが、主なものを報告致します。

委員から、その他プラスチックの手選別を行っているが、針などの混入による事故の発生があるのか、また、プラスチック製容器のリサイクルにおいて日本容器包装リサイクル協会から拠出金を受けた、とあるが、その内容は。また浅柄野の最終処分場の状況はどうか、また、資源ゴミ回収にあたって、レアメタルに関わるような携帯電話や廃基盤などの回収はどのようになっているのかとの質問に対し、当局から、その他プラスチックの手選別における事故については報告を受けていない。浅柄野の最終処分場については、水質調査の結果、環境基準など問題はない。また、容リ協からの拠出金とは、ペットボトルの有償拠出金として、容リ協で売却された額に対して市へ還元されたものが372万1,839円。あわせて、プラスチック製容器包装については、品質に応じて589万8,121円の拠出金となっている。レアメタルについては、回収していない。との答弁がありました。

また委員より、シルバー人材センターにおいては自主自立の経営をしていくために努力をされているが、市からの委託事業が年々減ってきているように思われる。設置の趣旨を踏まえた市の考え方についての質問に対し、当局より、基本的には法律に基づくもので、優遇措置を兼ねあわせて団体の育成を図っていかなければならないと認識をしている。高齢者の方々が率先して、自助・共助・公助という棲み分けもして、生き甲斐をもって頂いていることから、よりよい方向性を考えていきたい。との答弁がありました。

また委員より、市営住宅の公募について、市は年2回実施しているが、県は4回と聞いている。2回では空きの状態が長くなるのではないかとの質問に対し、当局より、定期募集は6月と11月に行っている。定期募集の広報、申し込みから抽選までに係る期間を考慮し、年2回として

いる。と答弁がありました。

また委員より、国道8号バイパスについて、栗東市における進捗状況はどうかとの質問に対し。当局より、昨年3回の関係4自治会の代表者会議を開催、あわせて現地視察も実施し、課題や要望の整理をした。平成23年8月には自治会代表による連絡調整会議を開催し、滋賀国道事務所より検討した内容の報告を受けた。その後、各自治会に説明をしている状況であるとの答弁がありました。

また委員より、間伐材が山の法面に多く残っている状況を見受ける。土砂災害などで間伐材が、河川の橋で障害物となり大きな災害につながるが、その対応と再利用についての質問に対し、当局より、今日までは、切り捨て間伐としていたが、いまは、国から持ち出しの方針がでている。

平成22年度では1.7haで切り出しをした。再利用については、現在のところ、取り組みはないが、市より森林組合へ活用いただけるよう働きかけている。と答弁がありました。

慎重に審議した後、討論も無く、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

関係する歳入・その他事項については、認定すべきものと決した旨、総務常任委員会委員長に報告致しました。

次に、議案第72号 平成22年度栗東墓地公園特別会計 歳入歳出決算認定について

議案第73号 平成22年度大津湖南都市計画事業 栗東駅前土地区画整理事業 特別会計 歳入歳出決算認定についての

2議案については、討論も無く、採決の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第74号 平成22年度大津湖南都市計画事業 栗東新都心土地区画整理事業 特別会計 歳入歳出決算認定について

委員から、返還にあたり原状回復が必要な面積についての質問に対し、当局より、新幹線の沿線で2.8haが残っていると答弁がありました。

審議ののち、討論も無く、採決の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第75号 平成22年度 栗東市水道事業会計決算認定について

委員から、給水収益が前年度に比べ1.8%減となっている理由についての質問に対し、当局より、給水件数は増加しているが、大口の使用水量が減っていると分析される。一般家庭においても節水意識が高くなっている。また、老朽管の更新計画を策定し、計画的に実施しているのかとの質問に対し、当局より、約5年前に計画調整しており、現在は多額の費用を要する出庭水源地の更新工事を優先している。また、石綿管並びに漏水の大きい^{ちゅうてつかん}鑄鉄管を中心に老朽管対策を進めている。今後、水源地の改修による水源の確保が完了した後、年次的に老朽管更新実施をしていく。との答弁がありました。

審議の後、討論も無く、採決の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第76号 平成22年度栗東市公共下水道事業 特別会計 歳入歳出決算認定について

委員から、使用料において不納欠損があるがその理由と件数について質問があり、当局より所在不明など徴収が不可能で5年を経過した場合不納欠損とするもので、1,113件であるとの答弁がありました。

審議の後、討論も無く、採決の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第77号 平成22年度栗東市農業集落排水事業 特別会計歳入歳出決算認定について

審議ののち、討論も無く、採決の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。

なお、以上の決算関係について、環境建設常任委員会として指摘事項を取りまとめ、当局に申し入れを致しましたので、申し添えます。

次に、継続審査の「請願書第1号 旧アール・ディ・エンジニアリング最終処分場の違法投棄にかかる有害物調査の徹底と速やかな対処を求める請願書」について であります。

委員からは、6月の審査においては県における状況を見極める必要があるということから継続審査となったが、その後の状況について、報告が求められました。当局より、県としては、6月に請願書が採択され、9月に県議会においてその対応方針が示されると聞いているがまだ審議されていない。と報告をうけました。

その後、委員より、本請願書について継続審査の動議が出されました。その理由として、処分場の有害物調査においては、周辺自治会との覚書に基づき、合意の上で実施されており、今後二次調査の内容や対策の基本方針などを、県と周辺自治会が協議する中で、県がどのような判断をするのか、引き続き見極める必要がある、また、請願事項にある、掘削による徹底した調査による有害物の全容解明は、処分場全域に亘る掘削調査への要望と解され、早急な対策が求められる本件については、今後行われる二次調査や一次対策工の状況を十分見極める必要がある。というものであります。

継続審査の動議に対する採決の結果は、全員一致で、継続審査とするこ

とに決しました。

なお、本請願書を継続審査すべきことについては、会議規則第75条の規定により、議長に「継続審査申出書」を提出しております。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査結果の報告といたします。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。